

# 令和8年度 スクールアシスタント配置事業実施要項

加西市教育委員会

## 1 目的

児童生徒の確かな学力や健やかな体の育成に向け、個に応じたきめ細かな学習指導や生徒指導等の充実を図ったり、障害のある児童生徒に適切な指導及び必要な支援を提供したりするために、スクールアシスタントを各学校に配置する。

## 2 配置要件

- (1)配置校は、小学校8校、中学校4校とする。
- (2)各学校への配置人数、配置時間については、学校規模や特別支援学級の設置状況、児童生徒の実態を考慮し、教育委員会が決定する。

## 3 配置期間

配置日から翌年3月31日まで

(原則授業日。ただし、教育委員会が認めた場合は長期休業中も可とする。)

## 4 配置方法

加西市教育委員会が、その所管する学校に、パートタイム会計年度任用職員を配置するものとする。

## 5 資格等

### (1) 資格

- ・有効な幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状、中学校教諭免許状、特別支援学校教諭免許状、養護教諭免許状のうちいずれかを有する者。

### (2) 勤務

- ・スクールアシスタント1人当たり週28時間以内とする。ただし、児童生徒の実態を考慮し、これを超える勤務時間を必要と判断する場合は、週35時間までの勤務を可とする。この決定は、教育委員会が行う。
- ・勤務日、始業終業の時間及び休憩時間等については、学校や児童生徒の実態に合わせて校長がそれを定める。
- ・校外で活動する場合は、委員会の承認を得て校外での勤務を校長が命ずることができる。
- ・1年間の勤務日の日数の区分に応じ、任用された日から年休を付与する。ただし、年間を通して1週間の勤務日の日数が決まっていること及び1年間の勤務日の日数が48日以上であることを、年休付与の要件とする。

### (3) 職務内容

校長の承認及び指揮監督の下、以下の業務を行うものとする。

- ・確かな学力や健やかな体の育成に向けての学習面・生活面における複数指導
- ・支援が必要な児童生徒への個別指導、教育環境（生活面・安全面等）の確保
- ・一人一人の障害の状態等に応じた個別の学習支援や学習指導
- ・その他、教職員の業務の補助など責務遂行に必要であると認められる業務

## 6 賃金等

- ・時間給1,486円（ただし地域手当含めて1,546円）を支給する。
- ・任用期間内の1週間あたりの勤務時間が定められており、かつ勤務実績が週15.5時間以上のもので、任用期間が6月以上のものに限り、期末手当・勤勉手当を支給する。
- ・通勤手当を支給する。ただし他の職務と兼ねて出勤する場合の重複支給はしない。
- ・労災保険に加入する。また、週20時間以上勤務の場合は、社会保険、雇用保険にも加入する。
- ・校外で活動する場合の出張旅費については別途支給する。